

林地残材等有効活用支援事業交付規程

第1 趣旨

主伐や間伐後に残された枝条等（以下、「林地残材」という。）は、再造林やその後の保育作業で支障になるほか、流出した林地残材が架線を閉塞させ災害等の原因になる恐れも危惧される。また、森林病虫害による被害材の活用を適正に進め、被害まん延を防止するため木質バイオマス施設等への林地残材等を供給し有効活用する取組みを支援する。

第2 事業内容等

1 事業内容

(1) 林地残材の集積

主伐により発生する林地残材について、資源の有効活用等のために木質バイオマス施設等へ供給する目的として実施する林地残材の集積

(2) 林地残材の搬出

主伐、間伐及び森林病虫害被害材の伐採により発生する林地残材について、資源の有効活用等のために木質バイオマス施設等へ供給する目的として実施する林地残材の中間土場までの搬出等（積込、運材、仕分け）

(3) 枝条圧縮等作業

木質バイオマス施設等まで 30km 以上運搬する場合の、運搬効率化のための枝条圧縮等作業

2 間接補助事業者

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（共有林代表者含む）、森林経営計画策定者、林業事業体、その他知事が認める者とする。

3 1の補助を受けようとする者は、事前計画書（交付規程一様式第1号）を作成し、補助事業者に提出するものとする。

4 3の事業計画書から3割を超える増減が生じる場合は、変更計画書（交付規程一様式第2号）を補助事業者に提出するものとする。

第3 事業実施基準等

1 実施基準

(1) 補助対象は同一現場において、対象年度の4月1日以降に最終納材を行った現場とする。なお、信州の森林づくり事業予定調書に記載されている箇所であれば、最終の納材が対象年度の4月1日以前の現場も含むことができる。

ただし、林地残材の集積については、次の施行地は補助対象外とする。

①信州の森林づくり事業で実施した特殊地拵え及び林相転換特別対策（花粉発生源対策タイプ）の施行地

②国、県又は市町村等による、林地残材等の活用支援を受けている施行地

(2) 事業規模は、林地残材等活用量が 10t 以上の箇所で本事業を実施するものとする。

(3) 林地残材の集積については、地拵え実施前に実施する林地残材の搬出作業を補助対象とする。
なお、地拵え以降に実施する場合は他の補助事業との重複の可能性があるため、原則補助の対象としない。

(4) 林地残材の搬出については、木質バイオマス施設等への出荷量（t）を補助対象とするものとする。

(5) 林地残材の主な搬出対象は枝条等とする。ただし、搬出量の概ね過半は枝条等となるよう努め

るものとする。

(6) 樹種は問わない。

(7) 松くい虫等の被害材の搬出にあたっては、アカマツ林施業指針に基づき実施するものとする。

2 補助対象経費

(1) 通常の施業では、搬出されず放置していた枝条等の現場内運搬（フォワーダ、索道等）に係る経費

(2) 現場に集積された枝条等（主伐、間伐等と一体的に行う竹材を含む）の中間土場への運搬に係る経費及び木質バイオマス施設等へ供給するために必要な土場での仕分け作業に係る経費

(3) 中間土場等での圧縮作業等（チップ化含む）に係る経費

第4 補助金の計算等

補助金額は、次の1により算出された額（以下、「定額」という。）とする。

1 定額

定額は、次に定めるところにより求める。なお、事業量については、施行地ごと、木質バイオマス施設等へ供給した搬出量の合計を整数以下切り捨てた数量とする。

(1) 林地残材の集積

定額は事業単位ごとの搬出量の合計に定額単価を乗じて求めることとし、定額単価は1,700円/tとする。なお、定額単価は直接費及び間接費相当額を含み消費税相当額は含まない。

(2) 林地残材の搬出

定額は事業単位ごとの搬出量の合計に定額単価を乗じて求めることとし、定額単価は1,300円/tとする。なお、定額単価は直接費及び間接費相当額を含み消費税相当額は含まない。

(3) 林地残材の運搬効率化

定額は事業単位ごとの搬出量の合計に定額単価を乗じて求めることとし、定額単価は木質バイオマス施設等まで30km以上を運搬する場合の、運搬効率化のための枝条圧縮等作業500円/tとする。なお、定額単価は直接費及び間接費相当額を含み消費税相当額は含まない。

第5 補助金交付申請

1 交付申請書

間接補助事業者は、原則として事業終了後速やかに補助事業者に次により補助金交付の申請を行うものとする。

(1) 間接補助事業者は、間接補助対象者としての権限の有無を確認のうえ申請するものとする。

(2) 補助金交付申請は、補助金交付申請書（交付規程一様式第3号）に提出書類（交付規程一様式第4号に示すとおり）を添付して行うものとする。

2 交付申請

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

3 交付申請関係書類

交付規程一様式第4号に定めるとおりとする。

第6 補助金の交付

1 事業調査

補助事業者は、補助金交付申請書の提出があったものについては、速やかに事業調査を行うものとする。

2 調査調書の作成

補助事業者は、事業調査の結果適当と認めた箇所については、調査調書（交付規程一様式第7号）を作成する。

3 補助金の算出

補助事業者は、調査調書に基づき補助金を算出し、補助金交付明細書（交付規程一様式第 8 号）を作成するものとする。

4 補助金の確定

補助事業者は、第 6 の 3 に基づき補助金の額の確定を行い、間接補助事業者に通知（交付規程一様式第 9 号）するものとする。

第 7 補助金の請求

間接補助事業者は、第 6 の 4 の確定通知に基づき、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（交付規程一様式第 10 号）を補助事業者に提出するものとする。

第 8 その他

林地残材の活用は現場ごとに種々取り組みが異なることもあることから、現場作業の効率化を推進していくため、実行経費や取り組み事例の調査等、間接補助事業者は今後の林地残材の活用の推進に協力しなければならない。